

# 福島空港うつくしま・ちゅらしま総合交流事業 のご案内

平成 31年 4月  
福島県空港交流課

福島県は、福島空港を利用して交流活動を行う福島県と沖縄県の団体に対する支援事業を次のとおり実施しますので、ご活用ください。

## I 支援対象

福島県 又は 沖縄県の次の交流活動を行う団体

- 1 青少年育成に関する交流活動
- 2 教育・文化に関する交流活動
- 3 特色ある産業に関する交流活動
- 4 健康・福祉に関する交流活動

## II 支援対象となる交流活動の条件

福島空港（伊丹空港乗継便、又はチャーター便）を利用して行う、福島県と沖縄県の上記 I に該当する団体同士の交流活動

## III 支援内容

支援区分	補助額
1 福島・沖縄間の交流活動を継続して行っている団体に対する支援（10名以上の団体）	1人当たり1万円（上限20万円） （ただし、片道利用の場合は1人当たり5千円） ※1団体当たりの申請は年度内1回限り （ただし、年度内に規模を拡大した交流活動を計画している場合は、複数回の申請を可とする。）
2 新たに福島・沖縄間の交流活動を行う団体、又は2011年度より前に福島・沖縄間の交流活動を行っており、2011年度以降活動を休止していた団体に対する支援（5名以上の団体）	① 団体の集合場所と出発地空港（※）間の往復の交通費に対する支援 経費全額（上限30万円） ※福島県内の団体：福島空港 沖縄県内の団体：乗継便利用の場合は那覇空港 チャーター便利用の場合は沖縄県内の最寄り空港  ② 交流活動の実施に対する支援 ア 交流活動人数が20名以上の場合 1団体当たり20万円 （ただし、片道利用の場合は10万円） イ 交流活動人数が5名から19名の場合 1人当たり1万円 （ただし、片道利用の場合は5千円）  ※1団体の申請は1回限りとする。

## IV 申請期限

交流活動を実施する日から起算して15日前までに、下記宛て提出してください。

## V 提出書類

- ・ 第1号様式（補助金交付申請書）、第1号様式-1（団体の概要）、第1号様式-2（交流活動計画書）、第1号様式-3（交流活動参加者名簿）、第1号様式-4（収支予算書）、第1号様式-5（補助金の振込口座情報）、（添付書類）団体規約・名簿（写）、交流活動行程表（写）、交流活動経費の見積書（写）、振込口座通帳（写）

### 【本事業に関するお問い合わせ・申請書類提出先】

福島県 観光交流局 空港交流課  
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 西庁舎10階  
電話：024-521-7127 FAX：024-521-7913  
E-mail：fkskuko@pref.fukushima.lg.jp

